



特集

第三次担い手3法の 最新動向

導入事例

社内SEが内製していたオフコンから、PROCES.Sへ移行
経理部門の負担軽減や業務標準化・効率化につながった
水道機工株式会社さま

コラム

物流の2024年問題が
建設業に与える影響

建設業向けクラウド勤怠管理

UC + キンタイ for PROCES.S

勤怠管理は紙からクラウドへ！
工事別に勤怠を管理！



2024年4月から中小企業の「建設業」にも以下の規制が適用されます

原則、時間外労働の上限は月45時間、年360時間以内

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

時間外労働の上限は
年720時間以内

月45時間以上の
時間外労働は
年6回が限度

時間外労働と
休日労働の合計は
2~6か月で
平均80時間以内

時間外労働と
休日労働の合計が
月100時間未満

ただし、災害の復旧・復興の事業を行う場合には、1か月間の時間外労働や休日労働の時間などの規制が適用されません。

時間外労働の 上限規制

に向けた準備は
お済ですか？

お悩み 1

現場作業員の勤務状況が
把握できていない

解決 スマートフォンで打刻

いつでもどこからでも
スマートフォンから打刻でき、
出勤状況もリアルタイムに
確認が可能です。

お悩み 2

長時間労働を
見過ごしてしまう

解決 超勤アラート

時間外労働の上限規制を超える
予兆があると通知し、
長時間労働の防止を促します。

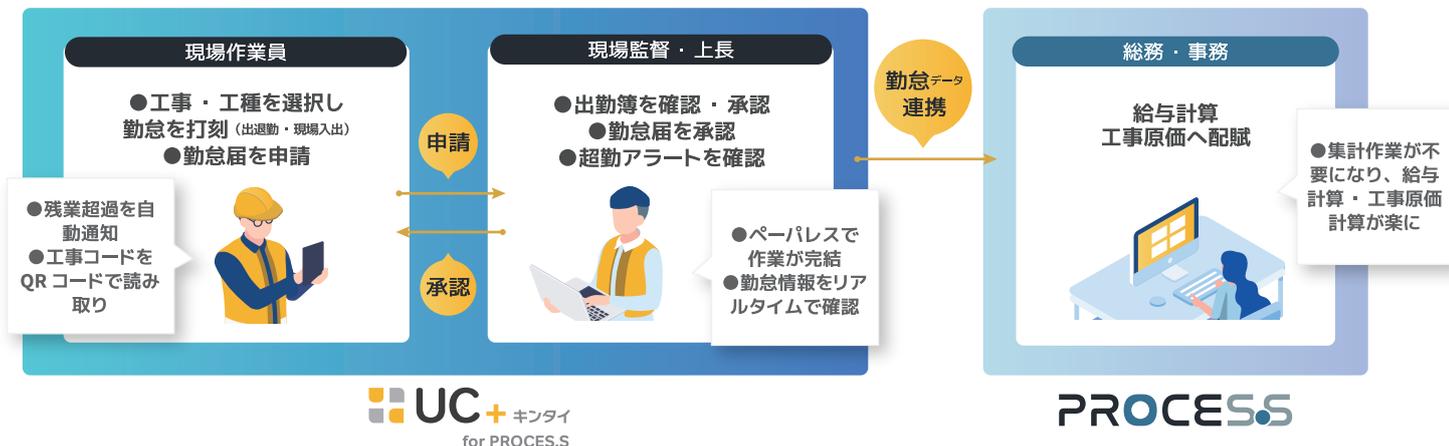
お悩み 3

各工事現場の労働時間や
作業内容も把握したい

解決 工事別労務管理に対応

勤怠と併せて工事別の
労働時間の登録が可能です。
職種別にも登録ができ、
原価管理に反映できます。

利用イメージ



株式会社 内田洋行ITソリューションズ

本社 〒135-0034 東京都江東区永代一丁目14番5号永代ダイヤビルディング

03-6773-7538

www.uchida-it.co.jp

製品詳細は
コチラ！



建設ITマガジン

ITの力を建設業の力に

Construction
IT Magazine

Vol. 19

2024.11.1

建設ITマガジンとは

建設ITマガジンは内田洋行ITソリューションズが発行する、建設業界のIT導入事例や建設業界に関連するお役立ち情報、最新の業界動向などを紹介する情報誌です。今後も各分野で活躍する皆様にご協力いただきながら、様々な情報を発信して参ります。Vol.19の特集は、第三次担い手3法の最新動向について日刊建設工業新聞社の坂川博志氏に解説いただきます。

Contents

特集

P.2

第三次担い手3法の最新動向

導入事例

P.6

社内SEが内製していたオフコンから、PROCES.Sへ移行
経理部門の負担軽減や業務標準化・効率化につながった
水道機工株式会社さま

コラム

P.8

物流の2024年問題が建設業に与える影響

セミナーレポート

P.9

PROCES.Sとシームレスに連携するUC+ケイヤクのご紹介

最新動向 3法 担 第 三 次 担 い 手 3 法

「標準労務費の議論開始」

2024年6月に国会で成立した「第三次担い手3法(改正建設業法、改正公共工事入札契約適正化法、改正公共工物品質確保法)」。2024年9月には改正建設業法に盛り込まれた中央建設業審議会(中建審)による「標準労務費の作成・勧告権限の付与」の規定が施行され、中央建設業審議会にワーキンググループ(WG)が設置され、建設技能者の労務費に関する基準(標準労務費)の議論が本格的に始まった。第三次担い手3法の施行は3段階に分かれ、どのような運用になるのか、まだ不明な点も多いが、現段階で分かってきた動きを紹介したい。

「労働者の処遇改善」「働き方改革」「生産性向上」の三つの視点

第三次担い手3法は、国が法案を作成する閣法の「改正建設業法」と「改正公共工事入札契約適正化法(入契法)」、国会議員が法案を作成する議員立法の「改正公共工物品質確保促進法(公共工

事品確法)」で構成される。これらの改正法はいずれも整合性がとられ、「労働者の処遇改善」「働き方改革」「生産性向上」という三つの視点から、法規制の強化を含めた環境整備や各種施策の取り組み支援を加速する措置が講じられている。

3法の改正概要を表1に示す。このうち、入契法と公共工物品確法は主に公共工事の発注者に対する規定で、入契法の適正化指針、公共工物品確法の基本方針の改定骨子案がそれぞれ2024年9月に公表された。この内容は最後に紹介したい。まず業界に大きな影響を与えそうな改正建設業法(業法改正)の最新の動きを述べたい。

「標準労務費」の議論スタート、単位施工量当たりの金額を設定

今回の業法改正は、建設労働者の処遇改善に資する各種施策を行い、担い手の確保につなげ、建設業が持続可能な産業になることを目指している。慢性的な人手不足に陥っている建設技能者の労務費の確保に向けた新たな仕組みをつくる。具体的には、中央建設業審議会で建設技能者の「労務費に関する基準(標準労務費)」を作成し、その標準労務費を大きく下回る見積もり・契約



執筆者

日刊建設工業新聞社
常務取締役編集事業本部長

坂川 博志 氏

Profile 1963年生まれ。法政大学社会学部卒。日刊建設工業新聞社入社。記者としてゼネコンや業界団体、国土交通省などを担当し、2009年に編集局長、2011年取締役編集兼メディア出版担当、2016年取締役名古屋支社長、2019年常務取締役編集担当、2021年4月から現職。著書に「建設業はなぜISOが必要なのか」(共著)、「公共工事事確法と総合評価方式」(同)などがある。山口県出身。

表1

改正建設業法

1 労働者の処遇改善

- ・労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→国は取り組み状況を調査・公表、中建審に報告
- ・中建審による「標準労務費」の作成・勧告
- ・著しく低い労務費などでの見積もり提出、見積もり依頼の禁止
→違反発注者には勧告・公表、違反建設業者には指導・監督
- ・総価での原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ・契約前ルール
→資材高騰の「恐れ(リスク)情報」の注文者への通知の義務化
→資材高騰時の請負代金などの「変更方法」を契約書の法定記載事項に
- ・契約後のルール
→請負代金などの変更協議を受注者が申し出た際、注文者に誠実な協議対応を努力義務化

3 働き方改革

- ・著しく短い工期の禁止を受注者にも導入
- ・資材の入手困難などの「恐れ(リスク)情報」の通知の義務化、工期変更の誠実な協議を努力義務化

4 生産性の向上

- ・現場技術者の専任義務を合理化し、一定条件で兼任可能に
- ・ICTを活用した現場管理の「指針」を国が作成
→特定建設業者に効率的な現場管理を努力義務化

改正公共工事事確法(公共工事事確法)

1 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- ・休日確保や処遇改善の実態を国が把握・公表し、施策を実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置の実施
→訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動に国民の関心を深める広報活動
- ・適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止

2 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更
- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・規模等による発注
- ・災害対応経験者による被害把握
- ・災害時に技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3 新技術の活用などによる生産性向上

- ・調査から施工、維持管理までのICT活用(データの活用、データ引継等)
- ・脱炭素化の促進
- ・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映
- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

4 公共工事の発注体制の強化

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

改正公共工事入札契約適正化法(入契法)

改正建設業法との連動

- ・受注者が請負代金や工期の変更協議を申し出た際の誠実な協議を公共発注者には努力義務化
- ・国が作成する「指針」に基づく現場管理を、公共工事受注者には努力義務化
- ・公共発注者に提出する施工体制台帳の電子化を容認

改正品確法との連動

- ・入契法適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に則した措置の実施を発注者に助言・勧告

の禁止や、価格転嫁協議の円滑化、工期ダンピング対策の強化などの措置を新たに講じる。

では、どんな仕組みになるのか。国土交通省は2024年8月から全国各地で「第三次担い手3法」説明会を開催するとともに、専門工事業者に対する元下契約の実態調査（ヒアリング）を実施している。こうした説明会の中でも、標準労務費がどんな金額になるのか、詳細な説明はされていない。公共工事設計労務単価よりも高くなるのか低くなるのか、同額にするのか、具体的な話は出てきていない。

2024年9月10日に初会合を開いた中央建設業審議会のワーキンググループ(WG)では、この標準労務費について▽目的▽活用▽運用▽作成——といった基本的な考え方から整理していく方針が示された。ただ、すでにいくつかの考え方は提示されている。例えば、設計労務単価のように1日当たりの労務費を示すのではなく、各工種で契約時に使われている単位施工量当たりの金額を設定する。鉄筋業であれば「1トン当たりの労務費」、型枠業では「1平方メートル当たりの労務費」を示すという。工種や規格の違いによる細分化も検討するが、できるだけ最小限にとどめる。すべての工種で一斉に進めるのではなく、まず鉄筋業や型枠業などで先行して議論し、整備が整った職種から標準労務費を順次作成していく。

一方、「著しく低い労務費」の判断基準は、国土交通省が説明会の中で具体的な数値として対外的には明示しないとしている。仮に標準労務費からマイナス10%などと下限値を示すと、実際に取り引きされる労務費がその少し上に張り付く恐れがあるため、取引当事者の判断の目安として違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」などを作成し、周知する。

警告事例集は違反行為をそのまま掲載するケースと、より踏み込んだ形で掲載する場合もあるという。実際の違反事例などを追加しながら、一般的なガイドラインよりも具体性を持った記載内容とし、取引当事者が不適切な行為を予見できるようにする。施行後すぐに厳格な取り締まりを行うと、現場が混乱する可能性もあるため、運用は柔軟に対応するという。

労務費や材料費を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を

契約前と契約後に労務費が削られないような仕組みをどう構築するのか。見積書の作成・調整という契約前では、まず受注者に工事種別ごとの労務費や材料費を内訳明示した「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務を課す。注文者に対してはこの見積書の内容を考慮する努力義務を生じさせる。この過程で労務費などの受注者による廉売行為や注文者による買いたた

き行為を禁じる考えだ。

法定福利費など省令で別途定める「適正な施工確保に不可欠な経費」も、材料費等記載見積書に内訳明示する事項に定め、労務費や材料費に加えて見積もり段階で規制対象とする。さらに、これまで注文者に限定されていた「不当に低い請負代金の禁止」の条項に追加し、総価での原価割れ契約の禁止を受注者にも導入する。注文者だけでなく、受注者による原価割れ契約を禁止することで、受注者が工事ほしさに労務費の圧縮を伴うダンピング受注を防ぐ狙いだ。

下請契約を結ぶ建設業者は受注者である一方、下請企業に対する注文者でもある。このため、建設業者は「著しく低い労務費」の見積もり提出・変更依頼と「総価での原価割れ契約」の両方で規制されることになる。著しく低い労務費の見積もり規制は公共工事と民間工事を問わず取引関係者全体に掛かる規制で、もちろん民間発注者も対象になる。受注者に禁止する総価での原価割れ契約は、労務費や材料費の内訳額で廉売行為が認められなくても、ほかの経費を削るなどしてトータルの請負額が著しく低い場合に適用することを想定している。

原価割れに該当するかどうかは同種工事の実績などから算出し判断する。これまで原価割れに該当したとして勧告された事例はないが、今後は原価算定に標準労務費が組み込まれるため、原価割れの判断基準はより精緻になる(表2)。中央建設業審議会が作成・勧告する標準労務費をベースとした見積もり・契約規制は2025年12月までに施行する予定だ。

表2 総価での原価割れの判断基準

材料費	……	物価本による市場価格
労務費	……	中建審が作成する「標準労務費」
+	その他	…… 同種工事等の実績などからの算定
「原価」(=通常必要と認められる費用)		
(注) 利潤等相当額は含まない		

★「原価」未達の請負契約 → 「原価割れ契約」

契約後の資材価格高騰などの価格転嫁協議を円滑にするルールを

業法改正では、契約後に急激な資材価格高騰などがあった場合、労務費へのしわ寄せにつながりやすいため、受発注者間での価格転嫁協議の円滑化ルールも設けた。注文者に事前通知した資材高騰などの「恐れ(リスク)情報」に基づき受注者が契約変更の協議を申し出た場合、注文者が協議を門前払いする行為は明確に禁止と位置付け、行政指導の対象とした。

民間同士の請負契約では、請負代金などの変更規定がないものがこれまで6割近くあったとされているが、今後は契約書に「変更額を協議して定める」といった記載が必須となる。実際に変更されるかどうか個別の協議に委ねられるが、少なくとも注文者は受注者から協議の申し込みがあれば、応じなければならない。

契約前に事前通知する「恐れ(リスク)情報」は、その協議を円

滑に進めるためのものになる。受注者が公表資料などから把握できる範囲でリスク情報を記載し、新たな独自調査などの負担がかからない内容にする見通しだ。国土交通省では、注文者の誠実な対応の具体例などを盛り込んだ、運用上の留意点を整理したガイドラインを2024年12月までにまとめる予定だ。

受発注者双方に無理な工期で契約を禁じ、長時間労働の是正を

担い手を確保するには、労働時間の短縮も不可欠となる。5年前の業法改正で「著しく短い工期」による請負契約を禁止としたが、今回の業法改正ではこの規制をさらに強化する。新たに受注者による工期ダンピングを禁じ、受注者が工事ほしさに無理な工期で受注し、結果的に夜間や土・日曜日も含めた作業などができるだけ防ぐ。

今年3月、中央建設業審議会が「工期に関する基準」を改定した。2024年4月から適用された残業時間の上限規制を踏まえ適正工期を確保した見積もりを受注者が提出し、その内容を発注者が確認、尊重するよう努めるとの規定を設けた。受発注者の責務として見積もり段階で互いに求められる具体的な行動を書き加えた。

前述した材料費等記載見積書に「工程ごとの作業およびその準備に必要な日数」の記載を必須とする。注文者には見積書の内容を考慮するよう努力義務を課す。契約前の「恐れ(リスク)情報」にも工期変更を盛り込むことで、資材の入手困難など工期に影響を及ぼす情報を事前に注文者に通知するようにする方針だ。

ICTを活用し、専任配置が必要な現場の兼任を条件付きで容認

業法改正では、生産性向上に向けた施策も盛り込まれている。ICT(情報通信技術)による遠隔施工管理などを前提に、専任配置が必要な現場の兼任を認める仕組みを創設した。兼任要件を政省令で規定した上で2024年12月までに施行する。ICTを活用した現場管理を特定建設業者などに努力義務化し、入契法の改正で施工体制台帳の提出義務をICTで代替可能とする。

専任技術者を必要とする請負金額4000万円(建築一式8000万円)以上の工事現場のうち、同1億円(建築一式2億円)未満の工事を対象に条件付きで兼任を可能とする方向だ。

現段階ではスマートフォンやウェブ会議システムを利用し音声と映像で現場の状況確認や意思疎通を行えるICT環境、実務経験1年以上の連絡要員を配置したサポート体制などの要件化を検討中だ。建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用などで日常的な施工体制を遠隔把握することも求める方向だ。

これ以外に▽兼任可能は2現場▽現場間が1日に巡回可能な範囲▽下請次数が3次以内▽人員配置などの計画書の作成・保存——などの条件も設ける方針だ。施工体制台帳の提出は、台帳作成が可能な入退場管理システムなどに発注者が直接アクセス

して確認できる場合に不要とする見通し。CCUSの活用も検討する。下請各社の情報を集約し台帳にまとめ、変更時にも都度提出するなどの業務負担が軽減される方向で内容詰めていく(表3)。

表3 建設業法等改正の施行時期

2024年6月14日	法律公布
(3カ月以内)	
～9月	・大臣の調査権限の付与 ・労務費基準の中建審査作成権限
(6カ月以内)	
～12月	・価格転嫁協議の円滑化ルール (「変更方法」の契約書記載、恐れ情報通知・誠実協議) ・ICT活用による現場管理の効率化 ・現場技術者専任義務の合理化
(12カ月以内)	
2025年～12月	・著しく低い労務費等の禁止 ・受注者による原価割れ契約の禁止 ・工期ダンピング対策の強化 など

VFMに沿った資機材・工法の採用などを基本方針に盛り込む予定

公共工物品確法の基本方針や入契法の適正化指針の改定骨子案もすでに出されている。公共工物品確法の基本方針案では、公共工事での新技術の活用を強く促し、VFM(バリュー・フォー・マネー)に沿った資機材・工法の採用と予定価格への反映などを盛り込む予定。国土交通省が主導する週休2日の「質の向上」や、災害対応時の労災保険料の予定価格への反映など、働き方改革や災害対応力の向上に関する内容も充実させる方針だ。建設業の直近の課題を踏まえ、時間外労働規制や猛暑日を考慮した工期設定なども併せて求めていく方向だ。

一方、入契法の適正化指針の改定案は、円滑な価格転嫁への環境整備、発注関係事務や現場管理のICT活用などを追記。適正化指針独自の記載事項として入札契約の適正化に向けた発注体制の整備や、配置予定技術者の専任・兼任状況の確認、発注者への必要に応じた要請・勧告などを加える見通しだ。公共工物品確法の運用指針、入契法の適正化指針も2025年度からの運用を見込んでいる。

第三次担い手3法のうち、業法改正の最新の動きを中心にここまで紹介してきたが、不明な点が多く、歯切れの悪い文章になっている点をご容赦頂きたい。ただ、新制度の構築に向けた議論は着実に進みつつあり、今後も目が離せない状況だ。国土強靱化予算の行方と併せ、業界に大きな影響をもたらす業法改正等の動きも引き続き注視していきたい。



水道機工株式会社さま

上下水道施設及び環境保全・衛生施設の設計・施工・監理ほか

建設・工事業ERPシステム「PROCES.S」

社内SEが内製していたオフコンから、PROCES.Sへ移行 経理部門の負担軽減や業務標準化・効率化につながった

USER PROFILE

水道機工株式会社



設立	1936年(創業1924年)
資本金	19億4,700万円
社員数	856名(2024年3月現在・連結)
本社	東京都世田谷区桜丘5-48-16
ウェブサイト	https://www.suiki.co.jp/

日本の水道分野におけるリーディングカンパニーである水道機工株式会社は、2024年で創業100年を迎えた。凝集・沈澱・ろ過をはじめとした基本技術から高度処理、施設の運転・維持管理に至るまで、浄水プロセスのトータルエンジニアリングを提供。2004年からは、東レグループの一員となり、幅広く事業を展開している。

豊富な経験と確かな技術を背景に、上下水道、汚泥再生処理、廃棄物浸出水処理などの公共水処理分野で多数の実績を持つ同社。産業用水・廃水分野でも、製品の生産に用いる水の製造、生産活動で生み出される廃水の浄化・再利用のための設備を提供している。また周辺事業として、水処理で使用される薬品や排水・汚泥の処理剤の製造など、新しい分野にも進出している。



(左)総務部 情報システム課 課長 藤川 陽一 様
(右)経理部 経理1課 課長 熊谷 治彦 様



浄水場高度浄水処理設備導入



令和6年能登半島地震での災害復旧支援活動

水道機工株式会社は長年、社内SEによる内製でオフコンによるシステムを運用。並行して使用していた販売管理など複数のシステムとの連携が不十分だったほか、業務の属人化や社内リソース不足といった課題に直面していました。これらを解決するために、新システム導入を検討し、最終的に内田洋行ITソリューションズ(以下、ITS)の建設・工事業ERPシステム「PROCES.S」を選びました。導入後は入力作業分散化により経理部門の負担が軽減されたほか、業務の標準化・効率化が進展。ITSのサポートで、バージョンアップや人事給与など他のツールとの連携もスムーズに行うことができました。

導入前の課題

- システムへのユーザの要望が多様化する中、対応する社内リソースが足りなかった
- 情報システム部門の業務が属人化し、SE間のノウハウの共有も十分ではなかった
- オフコンと販売管理など複数のシステムとの間で、データが有機的につながっていなかった

導入後の効果

- 入力作業が各事業部に分散し、経理部門の負担が軽減
- プログラミング業務がなくなり、情報システム部門の業務属人化が解消
- 工事原価のスピーディーな把握が可能になるなど、業務効率がアップ

ユーザの要望や用途が多様化する中、システムの内製に限界を感じていた

—PROCES.Sを導入しようと思った背景を教えてください。

新システム導入を検討し始めた2011年当時、当社では社内SEがプログラムを組んだオフコンをメインで利用していました。当時のシステムにはいくつかの問題点がありました。

まず、「各案件の工事原価をリアルタイムで把握したい」「事業損益予測や決算業務の効率化・早期化を急ぎたい」など、システムへのユー

ザ側の要望や用途がどんどん多様化していく中で、それに対応するリソースが足りていませんでした。

システム運用も属人化していました。「あの機能は〇〇さんがつくったから、彼じゃないとわからない」という状態。情報システム部門の中でのノウハウの共有も十分とは言えませんでした。

オフコンと並行して使用していた販売管理

など複数のシステムとの間で、データが有機的につながっていなかった点も挙げられます。例えば、販売管理システムのデータをオフコンに反映させるには、CSVに一度データを落としてから夜間バッチ処理で流し込むため、データ更新にタイムラグがあり、非効率でした。

このため、システムを標準化して、多くの業務を広くカバーしてくれる市販のERPシステムに移行することにしたのです。

12の候補から、必要な機能とコストパフォーマンスを兼ね備えたPROCES.Sを選んだ

—導入にあたり、複数のシステムを検討されたかと思いますが、とくにどのような点を重視されましたか？

システムの選定にあたっては、まず12社のパッケージを候補に挙げました。重視していたのは、当社の業務をカバーしてくれる必要十分な機能を有しているか、その機能に見合った高いコストパフォーマンスが得られるかという点です。

当時の課題だった工事の原価管理など、建設業務のための機能が不足しているシステムや、当社の規模や業務に見合わない高額なものを候補から外し、最終的にPROCES.Sを含む3つのシステムに絞りこみました。

—「PROCES.S」を選んだ決め手は何でしたか？

たか？

PROCES.S以外の2つのシステムは大手ベンダーのパッケージで、十分な機能と拡張性を備えていました。一方でPROCES.Sは、それらよりも相対的に機能はシンプルでしたが、最低限当社が「やりたいこと」ができる、適合性のあるシステム。価格面でも他の2つより優れていました。

同じ価格帯の他のシステムと比較しても一番機能が充実していましたし、必要な機能が揃っているのにコストパフォーマンスが良いという点で、PROCES.Sの導入を決定しました。

—PROCES.Sの導入を決めてから運用を開始するまでの流れと、ITSに相談して実現したことを教えてください。

2011年の5月からプロジェクトがスタートし、年末までに要件定義・設計を実施。年明けからプログラミングとテストを行い、運用テストやリハーサルを経て、2013年4月から本格運用開始となりました。

PROCES.Sは建設業向けのシステムですので、基本的にはあまりカスタマイズをせずに導入する方針でした。ただ、当社は薬品注入装置などを製造する工場（プロダクトエンジニアリングセンター）を有しており、生産管理や在庫棚卸など製造業向けの機能も必要です。ITSのエンジニアにはその点を説明し、何度も工場に足を運んでいただいたうえで、カスタマイズを行いました。

丸一日かかっていた月次入力作業が解消、PROCES.Sで業務の標準化・効率化が進展

—実際にPROCES.Sの運用を始められて感じたことや、得られた成果について教えてください。

成果の一つは、経理部門の負担が軽減された点です。オフコン時代は、購買の請求書や売上計上まで、入力作業はすべて経理が行っていましたが、PROCES.S導入により各担当事業部で分散入力ができるようになりました。また、現金手渡しだった経費精算も、導入を機に口座振込に移行しました。

かつて2人で丸一日かけて行っていた月次の入力作業がなくなり、導入後は1人の担当者が1時間程度チェックを行うだけになりました。多い時は8人いた経理メンバーも、現在は6人で賄えるようになっています。

もう一つは、業務を標準化できたことです。オフコン時代のように、他の人が書いたコードを一生懸命解読しながらプログラミングすることがなくなり、情報システム部門の業務の属人化が解消。ほかの業務にも時間をかけられるようになりました。

各事業部からPROCES.Sへアクセス・入力で

きることで、課題だった工事原価の把握もリアルタイムでできるように。また、製造部門向けのプログラムもきちんと要件定義・設定をしていただけたので、PROCES.Sで業務の流れが見えやすくなり、業務効率化につながりました。全体を振り返って、PROCES.Sによって従来抱えていた課題は解決できたと考えています。

2021年からはPROCES.Sのバージョンアップも実施。これを機に、AWSを使ってグループ共通のサーバ環境に移行しました。ITSに相談し、要件定義や基本設計を行い、年明けから開発をスタート。2023年8月に本稼働となりました。以前は自社内のサーバールームに設置していたので、空調管理や落雷時の瞬間停電への対応など、常に気を配らなければなりませんでした。場合によっては休日に出社することもありましたが、その心配もなくなりましたね。ユーザにとってもほとんど今までどおりに使える形でバージョンアップできたのはよかったと思っています。

—ITSの担当者には、どのような印象をお持ちですか？

ITSの担当者は、PROCES.Sそのものへのサポートはもちろん、人事給与など外部システムとの連携についても親身になって対応してくれます。トラブルのたびに相談をするのですが、すぐに連絡がついてスピーディーに応じてもらえるので、助かっています。

また、四半期決算のときも半日にわたって立ち会っていただき、作業を滞りなく進められました。こうした小回りのきくサポート体制を、ぜひ今後も続けていただければありがたいですね。

—今後、PROCES.Sをどのように活用していきたいですか？

今後は、電話やFAXによる受注をできる限り減らしていこうと考えています。代理店様だけが使えるECサイトを構築し、その受注データをPROCES.Sに連携させるしくみを作成中です。そのほかにも、請求書電子化ツールとの連携も検討しているので、引き続きITSに協力していただけたらと思います。

物流の2024年問題が 建設業に与える影響

1 はじめに

物流の2024年問題が話題になっています。一般消費者としても大きな影響を受ける問題ではありますが、これは建設業界にも多大な影響を及ぼすと考えられています。

物流業界の問題がどのように建設業に影響を及ぼすのか、またどのような対策をとる必要があるのか考えてみたいと思います。

2 物流の2024年問題

まず、物流の2024年問題とは何かから確認しておきましょう。一般的に2024年問題というと、2024年4月から年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることによって深刻な人手不足に陥る問題のことをいいます。建設業界でも同様で、従来から問題視されていたものの、今後さらに人手不足に拍車がかかると予想されます。

物流・運輸業界はさらに深刻な状況と見ることもできます。これまでも物流・運輸業界は長時間の時間外労働に支えられてきたのは建設業と同様です。さらに、新型コロナウイルス感染症がきっかけとなり、EC市場の成長により物流ニーズが押し上げられました。市場としては成長している業界ですが、今回の時間外労働の規制により物流・運輸業界の利益は減少するとみられます。そのうえ走行距離に応じて手当てが支給されていたドライバーは収入が減少し、収入が下がったことが離職につながり、さらなる労働力不足を引き起こす可能性も指摘されています。

3 建設業界に及ぼす影響

ここからは物流業界の2024年問題と建設業への影響について見ていきます。まず一番大きな問題となるのは、資材が納期通りに到着しなくなるというリスクの増加です。前日午前中に発注、翌日朝到着といったタイトなスケジュールでの注文も従来行われていましたが、今後は同様のスケジュールでの発注が難しくなるのではないかと考えられます。建設資材を運ぶためには大型車両や特殊な車両が必要なことも多く、運転できるドライバーも限られます。そのため、建設業界は一般の荷物よりも2024年問題の影響が出やすいとい

えるでしょう。資材の納期が遅れることにより、最終顧客への納品が遅れてしまうことが懸念されます。

また、価格面も大きな問題となるでしょう。他業界でも価格上昇がみられますが、物流・運輸業界でも料金は上昇していくものと考えられます。建設業界でも資材の価格高騰が数年前より続いています。それに加えて輸送費の増加も問題となってくるでしょう。

4 建設業界で考えられる対策

建設業界としても物流業界の危機に対して取り組めることがあります。一般社団法人日本建設業連合会や国土交通省が公表している資料がありますので、そちらから抜粋してご紹介したいと思います。

発荷主と着荷主の情報共有

- 発荷主はドライバーの休憩時間を加味した出荷予定時刻を設定し、荷待ち時間の発生等を避けるため、出荷情報は早期に提供する。
- 荷卸し待ちの場所や荷受人がわからない(例：新築戸建て住宅の場合は、建築現場の場所は地番表記であるため、現場の場所の特定が困難な場合がある)ことによる時間のロスを避けるため、必要十分な情報の共有に努める。
- 納品される量に対して荷卸し作業ができるスペースを確保できるように配慮する。
- 荷待ち作業が生じないように、複数の資材が同タイミングで納品されるよう計画する。

リードタイムの確保

- 本来必要なリードタイムを確保した発注を行う。
- 特に設計変更等が生じた場合は、タイトな納期の設定にならないよう配慮する。
- 道路の混雑時間を避け、納品時間を分散する。

付帯作業の削減

- 付帯作業を契約外でドライバーが担っているケースがあるため、運賃と他作業の料金を適正な対価として請求できる契約とする。そうでないケースは、車上渡しを原則とする。
- 着荷場所、必要な重機を確保し、荷役作業時間の削減に努める。

検品・仕分作業の効率化

- 検品に時間を要してドライバーの待ち時間につながっているため、バーコード等目視以外の方法を検討する(一部の建築資材メーカーで検討が進んでいる)。

この他(業界や行政として取り組んでいく課題)

- 物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- 長距離輸送のモーダルシフトの導入
- 共同輸送による積載率向上

などが挙げられます。特に積載率に関しては、これだけ物流問題が叫ばれているにも関わらず、積載量が4割程度で運行している車両もあるといわれており、業界全体で連携して取り組まなければいけない状況です。

5 おわりに

今回は物流業界の2024年問題が建設業に及ぼす影響についてご紹介しました。業界全体や行政が主導で推進していかなければならない事も多くありますが、各事業者が取

り組めることもあるはずですが、様々な業界を下支えされている物流業界が機能なくなると、事業者から一般消費者まで多大なる影響が及んでしまいます。建設業も今後、持続可能な価格と納期を設定していくために、物流業界に対する配慮が求められています。

執筆者

RSM汐留パートナーズグループ 代表取締役
公認会計士(日米)・税理士

前川 研吾 氏



Profile 北海道大学経済学部卒業。公認会計士(日米)・税理士。公認会計士試験合格後、新日本有限責任監査法人監査部門にて、建設業、製造業、小売業、金融業、情報サービス産業等の上場会社を中心とした法定監査に従事。また、同法人公開業務部門にて株式公開準備会社を中心としたクライアントに対する、IPO支援、内部統制支援(J-SOX)、M&A関連支援、デュアリジェンシや短期調査等のFAS業務等の案件に数多く従事。2008年4月、27歳の時に汐留パートナーズグループを設立。税理士としてグループの税務業務を統括する。

seminar report

目次

- ◆ UC+(ユクタス)とは
- ◆ UC+ケイヤクの特長
- ◆ UC+ケイヤクのデモンストレーション

URL

<https://http://www.uchida-it.co.jp/ondemand/uckeiyaku/>



オンデマンドセミナー

PROCES.Sとシームレスに連携するUC+ケイヤクのご紹介

2018年以降、グレーゾーン解消制度においてクラウド電子契約サービスが正式に適法と認められたことを受け、建設業でも急速に契約業務の電子化が進んでいます。決裁者不在のため契約できない、押印のためだけに社出しなければならない……、そんな紙とハンコ文化による弊害は、過去のものになりました。本セミナーでは、建設業ERP“PROCES.S”と連携する電子契約サービス“UC+(ユクタス)ケイヤク”についてご紹介いたします。

企画・編集

株式会社内田洋行ITソリューションズ 企画部

制作・デザイン

株式会社デジタル・アド・サービス

株式会社内田洋行ITソリューションズ

〒135-0034

東京都江東区永代1丁目14-5 永代ダイヤビルディング

TEL:03-6773-7788

<https://process.uchida-it.co.jp/solution/>

禁転写転載

建設ITマガジン

ITの力を建設業の力に

Construction
IT Magazine

Vol. 19

2024.11.1

編集後記

最近、ピアレッティ社の直火式コーヒー・メーカーを買いました。コーヒーに詳しいわけではまったくないのですが、やはりインスタントとはひと味ちがう、ような気が、そこはかとなくしています……。在宅勤務の日が、少し楽しみになりました。建設業でも電子契約の規制緩和が進んで以降、バックオフィスのテレワークが進んでいると伺っています。少しでもモチベーションが上がるよう工夫しながら、お互い仕事に励みましょう。つぎはコーヒーミル買おうかな。(T.I)



UCHIDA